

車両等の管理方法の承認申請について

1. 承認申請の手続き

(1) 承認申請者

承認申請を行う者は、JIS B7611-2 (2015) 附属書 JD の表 JD.1 のうち、都道府県知事の承認を受ける必要のある者

指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関

計量士 (適正計量管理事業所の質量計の検査を行う場合)

計量士 (質量計の代検査 (定期検査、計量証明検査) を行う場合)

(2) 提出書類 (各2部提出。承認後1部返還します。)

承認申請書【様式1】

車両等の管理方法 (検査車両台帳・燃料消費量の算出方法・観測紙等を含む)

自動車検査証

基準器検査成績

貸借契約書の写し (基準分銅等を借用する場合)

質量標準管理マニュアルの写し (実用基準分銅を用いる場合)

主たる事業区域を管轄する知事等の承認書 (又は受付印のある承認申請書) の写し ((1) の 又は の計量士が、その主たる事業区域を管轄する知事等の承認を既に受けている場合)

2. 承認審査

(1) 書類審査

必要な書類がもれなく提出されたことを確認した後、書類審査を行います。なお、車両等の管理方法記載のとおり車両等や設備等が保管・管理されているか、現地にて確認を行う場合があります。事前に連絡の上訪問しますので、立ち会いをお願いします。

3. 承認書の発行

審査の上適正と判断された場合、承認書を発行し、受付印を押印済みの申請書と提出書類一式とともに交付します。

4. 変更の届出

車両等の管理方法の記載事項に変更が生じたときは、次により変更届を提出してください。

(1) 変更届の提出

変更届【様式2】に1.(2)の内 を除き当該変更に関わる書類全てを添付し2部提出してください。なお、審査上必要と判断する場合は、それ以外の書類についても提出してもらう場合があります。

(2) 審査

2. に準じて審査します。

(3) 受理

審査の上適正と判断された場合、受付印を押印済みの変更届と提出書類一式1部返還します。